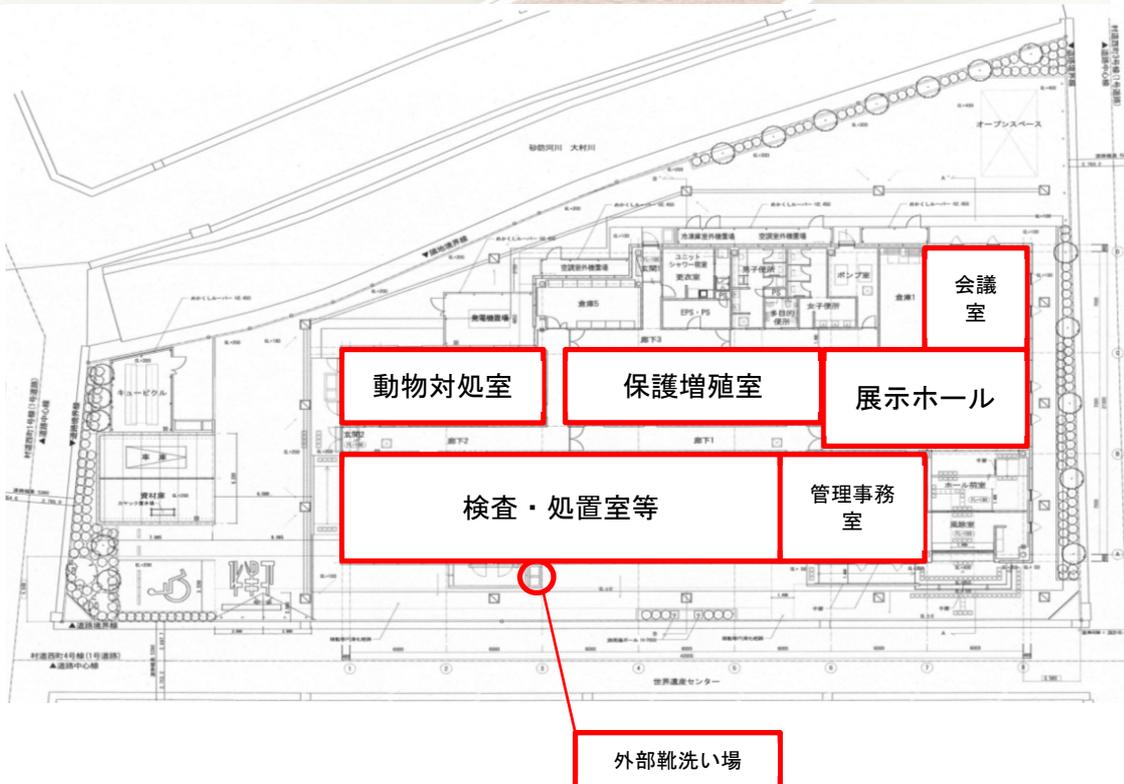


小笠原世界遺産センターの運営について（案）



1. 運営開始 平成 29 年 4 月

2. 世界遺産センターの機能と使い方

(1) 展示ホール

<機能>

- 小笠原諸島世界自然遺産の保全管理に係る情報を集約する。
- 島民や来島者に、小笠原諸島の優れた自然環境の価値、保全対策、外来種等に関する情報の発信を行う。

<使い方>

- 解説のための人員配置はせず、パネル等の展示物を見て学習するセルフガイドを基本とする。
- 月曜日を休館日とする。
- 開館時間は、9:00-17:00 とする。

(2) 保護増殖場

<機能>

- 陸産貝類やオガサワラハンミョウなどの昆虫類の飼育繁殖を行う。
- 来館者に対して環境省の保護増殖事業について情報提供を行う。

(3) 検査・処置室等

<機能>

- 外来種の検査・除去処置などを行う。
- 自然再生事業又は調査・研究の目的で、属島や父島・母島の重要地域に持ち込む資機材に付着した外来生物を冷凍処理又は燻蒸処理する。
- 処理済みの資機材を、島別・事業別に保管する。

<使い方>

- 上記目的での使用のため、小笠原自然保護官事務所に事前予約の上、外部の利用も可能とする。なお燻蒸剤は利用者において用意することとする。

(4) 動物対処室

- 「世界遺産センター・動物対処室の運営について」を参照。

(5) 会議室兼多目的室

<機能>

- 島民及び来島者向けの情報発信や、行政関係や遺産関係の会議等に利用する。
- TV 会議システムを導入し、内地との会議を可能とする。

- 可動式間仕切りで、大人数（50-60名程度）の会議も可能とする。

<使い方>

- 世界遺産関連の会議等に、予約の上で外部の使用も可能とする。

(6) 外部靴洗い場

<機能>

- 父島内のエコツアー参加者等が、終了時に立ち寄り、靴底の泥や衣服等への付着種子等の洗浄除去を行う。

<使い方>

- 展示ホールの開館時間及び環境省自然保護官事務所の業務時間内の使用とする。

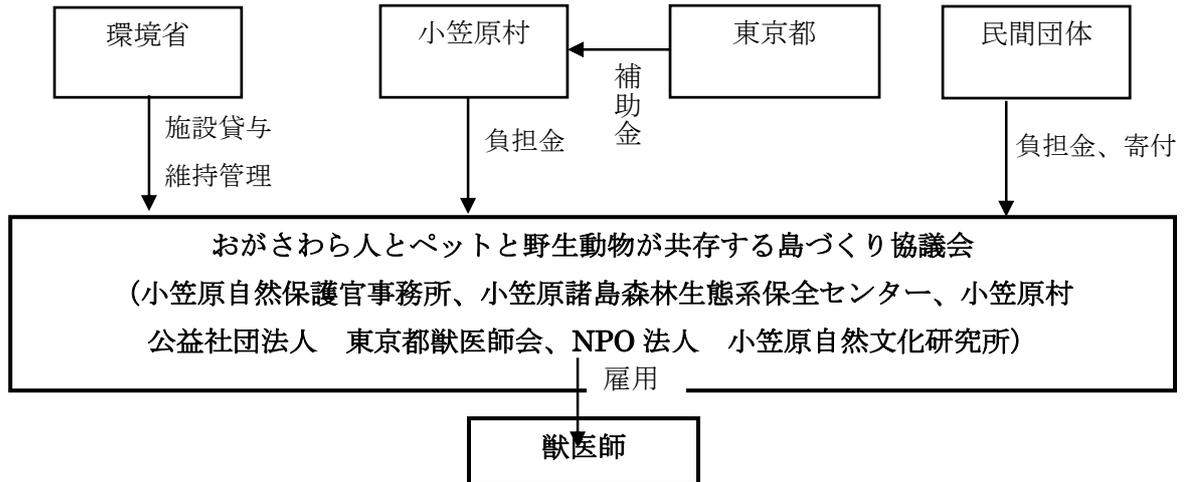
(7) 管理事務室

- 小笠原自然保護官事務所が移転する。

世界遺産センター・動物対処室の運営について

1. 運営体制

- ・行政と関係団体により「おがさわら人とペットと野生動物が共存する島づくり協議会」（略称：小笠原動物協議会）を組織
- ・協議会が環境省から世界遺産センター（仮称）内の動物対処室の使用承認を得た上で事業を実施



2. 事業の基本方針

- ・世界自然遺産の価値である小笠原独自の生態系を保全するため、「人とペットと野生動物が共存する島づくり」の実現を目指す。
- ・ペット由来の外来種を生み出さないための適正飼養の推進、ペット由来の外来種である飼い主のいないネコ対策、外来種等による被害を受ける野生動物の保護、を運営の基本方針とする。

3. 事業概要

東京都獣医師会に所属する獣医師を雇用し、世界遺産センター（仮称）の動物対処室において、以下の事業を実施する。

- ペット由来の外来種を生み出さないための適正飼養の推進
 - ペットの適正飼養のための指導・教育・普及啓発、ペットの健康管理に係る助言等
 - ペットの持ち込みに係る指導、動物由来感染症対策
- ペット由来の外来種である飼い主のいないネコ対策
 - 捕獲ネコの体調管理、衛生管理指導、不妊去勢手術の実施、譲渡促進への助言等
- 外来種等による被害、影響を受ける野生動物の保護
 - 初期治療、リハビリ、一時飼養等

4. 進捗状況

(1) 協議会の設立

10月17日に設立総会を開催し、以下について正式に決定

- ・規約、事業計画等の承認
- ・協議会名称：おがさわら人とペットと野生動物が共存する島づくり協議会
(略称：小笠原動物協議会)
- ・施設名：動物対処室（旧称：外来種対処室）
- ・会長：小笠原村長、事務局：小笠原村環境課

(2) 協議会常勤職員（獣医師）の採用

10月3日～10月24日の間公募の上、11月5日に選考を実施。

- ・合格者2名（受験者3名）
- ・名簿順位1位の獣医師に採用通知を发出（赴任は4月予定）

(3) 設備類の準備・検討状況

- ・診療機器類については、環境省及び村（東京都福祉保健局補助）で分担して年度内に購入予定。
- ・その他備品類については、環境省及び村で分担して整備するほか、本年度で最終年を迎えた東京都獣医師会動物派遣診療で使用していた備品類を活用。

5. 今後の予定

4月の開所まで、幹事会の開催を通じて運営準備を進める

- ・具体的な事業内容の調整
- ・平成29年度事業計画、収支計画の作成
- ・事務局内の会計処理規定、文書取扱規定等の整理
- ・動物看護師の配置の検討
- ・必要な物品類の準備（細かな器具等含む）
- ・獣医師雇用環境の整備（給与、社会保障関係、住宅）
- ・獣医師の事前研修